

市道に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び同条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域変更及び供用開始を行う。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月1日

所沢市長 小野塚 勝徳

道路の区域変更及び供用開始

道路の種類：市道

整理番号	路線名 (市道)	区 間	幅員(m) 上段：変更前 下段：変更後	延長(m) 上段：変更前 下段：変更後	供用 開始日
1	1-1号線	大字北秋津字北ノ台 930番 1地先から 大字北秋津字北ノ台 930番 1地先まで	16.0～ 22.9 16.9～ 25.0	49.10 49.10	令和6年 11月5日
2	1-443号線	大字北秋津字下ケ谷戸 472番 15地先から 大字北秋津字岨山 615番 1地先まで	2.7 6.0	51.00 39.30	令和6年 11月5日
3	1-447号線	大字北秋津字下ケ谷戸 470番 1地先から 大字北秋津字下ケ谷戸 471番 9地先まで	4.2 4.1	29.00 29.30	令和6年 11月5日
4	1-466号線	大字北秋津字上ノ台 800番 8地先から 大字北秋津字北ノ台 928番 地先まで	2.7 3.4～4.2	83.40 61.80	令和6年 11月5日
5	1-711号線	大字上安松字谷戸崎 1070番 16地先から 大字上安松字谷戸崎 1070番 14地先まで	8.0 6.0	17.80 17.80	令和6年 11月5日
6	1-928号線	大字上安松字清水久保 365番 1地先から 大字上安松字清水久保 377番 2地先まで	4.2 4.2	71.90 71.80	令和6年 11月5日
7	1-929号線	大字上安松字清水久保 373番 1地先から 大字上安松字清水久保 378番 地先まで	6.0 6.0	57.40 57.30	令和6年 11月5日
8	1-930号線	大字上安松字清水久保 377番 1地先から 大字上安松字谷戸崎 1058番 1地先まで	6.0 6.0	92.70 92.60	令和6年 11月5日
9	1-931号線	大字北秋津字牛沼道 521番 地先から 大字北秋津字牛沼道 519番 地先まで	6.0 6.0	88.60 77.70	令和6年 11月5日

公 示 送 達 書

所沢市告示第 576 号

令和6年11月1日

下記の書類は、財務部市民税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝彦

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

所沢市告示第 577 号

農用地利用集積計画の公告について

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)附則 (令和 4 年 5 月 27 日号外法律第 56 号)第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画を定め、公告する。

その関係書類は、所沢市産業経済部農業振興課において、告示の日から縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 1 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
所沢市役所 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目 1 番地の 1)
- 2 農用地利用集積計画の縦覧期間
告示日以降、常時備え置いてあります。

所沢市告示第 578 号

農用地利用集積計画の公告について

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)附則 (令和 4 年 5 月 27 日号外法律第 56 号)第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画を定め、公告する。

その関係書類は、所沢市産業経済部農業振興課において、告示の日から縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 1 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
所沢市役所 産業経済部 農業振興課
(所沢市並木一丁目 1 番地の 1)
- 2 農用地利用集積計画の縦覧期間
告示日以降、常時備え置いてあります。